平成24年３月策定
平成31年３月改定

西都市食育・地産地消推進計画

（西都市６次産業化戦略）

耕福（こうふく）と口福（こうふく）で康福（こうふく）生活！

平成31年３月

宮崎県西都市

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨 …… １

２　計画の位置づけ …… ２

３　計画の期間 …… ２

第２章　本市の食をめぐる現状と課題

１　健康に関する現状 …… ３

２　食生活等に関する意識の現状 …… ６

３　本市の農林業の概要 ……１４

４　地産地消をめぐる状況 ……１６

５　本市の「食」が抱える課題 ……１８

第３章　食育・地産地消にあたっての基本的な考え方

１　基本目標 ……２０

２　基本施策 ……２０

第４章　食育・地産地消の推進に関する施策

１　食創生都市を目指した食育・地産地消の推進 ……２１

２　年代に応じた食からの健康づくりの推進 ……２３

３　食生活の改善に向けた取組の推進 ……２６

４　地域の食文化と農林水産業に根ざした食育の推進 ……２７

５　地場産物の消費拡大と効果的な利用促進 ……２８

第５章　食の魅力を高める６次産業の推進（西都市６次産業化戦略）

１　趣旨 ……３０

２　６次産業化の現状と課題 ……３０

３　取組方針 ……３１

４　６次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性 ……３２

５　育成を図る６次産業化事業体の将来像 ……３３

６　６次産業化等を支援する施策 ……３３

第６章　計画の推進にあたって

１　推進体制 ……３４

２　推進主体別の役割 ……３４

３　計画の進行管理 ……３５

第７章　食育・地産地消および６次産業化の推進における数値目標　３６

参考資料

前回食育・地産地消推進計画の目標達成状況 ……３７

西都市食育・地産地消推進計画策定委員会設置要綱 ……３８

西都市の野菜・果実・花　出荷カレンダー ……３９

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

私達の住む西都市の誇れる財産の一つとしてあげられるのが「豊かな自然」であり、その豊富な水と大地の下で、新鮮で美味しいさまざまな農林水産物が育ちます。私達はこれまで、この恵みに感謝しながら、風土に適した食文化を築き、豊かな食生活を営んできました。

しかしながら、本市のみならず国内において農林水産物の生産者が減少しているだけでなく、生産者と消費者の距離も遠くなり、地元の農林水産物を食す機会も少なくなってきています。また、食をめぐる環境は時代とともに変化し、簡単で便利な食品が次々と販売され、一年中 24 時間どんなものでも揃います。このような飽食の時代と言われる中で、過食・偏食・孤食などの問題が指摘され、このままでは、健康で文化的な生活が危ぶまれるという懸念が高まりつつあります。

こうした課題に対応するため、国は平成 17 年に「食育基本法」を施行、平成 28 年には、国民自らが食育推進活動を実践することにより、食への理解を深めるための「第３次食育推進基本計画」を策定しました。また、平成 23 年には「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（通称：６次産業化法）を施行し、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を策定・実施しています。

宮崎県においても、新たな食育推進計画及び地産地消推進計画として、平成 23 年に「宮崎県食育･地産地消推進計画」を策定し、平成 29 年には、「健康長寿日本一」Karada Good な宮崎づくり（宮崎県食育・地産地消推進計画）に改訂し、食育と地産地消の一体的推進を図っています。

こうした状況を踏まえ、本市においては「食」を基盤とする健康づくりに加え、地域の活性化を図る６次産業化食品の開発や地元食材の利用拡大など、食育と地産地消、６次産業に関する施策を一体化して推進することが必要と考えました。

そこで、「第四次西都市総合計画」に掲げる食創生戦略のもと、前回計画の趣旨を引き継ぎながら、本市における食育・地産地消及び６次産業化の推進を図るため、新たな「西都市食育･地産地消推進計画（西都市６次産業化戦略）」を策定します。

食育とは、食に関する知識や食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践できる人を育てることを言います。

地産地消とは、地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組のことを言います。

２．計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画、及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 22 年法律第 67 号）第 41 条第 1 項に基づく市町村地産地消促進計画として位置づけるものとします。

また、本市が策定する「第四次西都市総合計画」等、関係計画と相互に連携し、食育・地産地消及び６次産業化を具体的に推進するための行動計画として位置づけます。

計画のイメージ

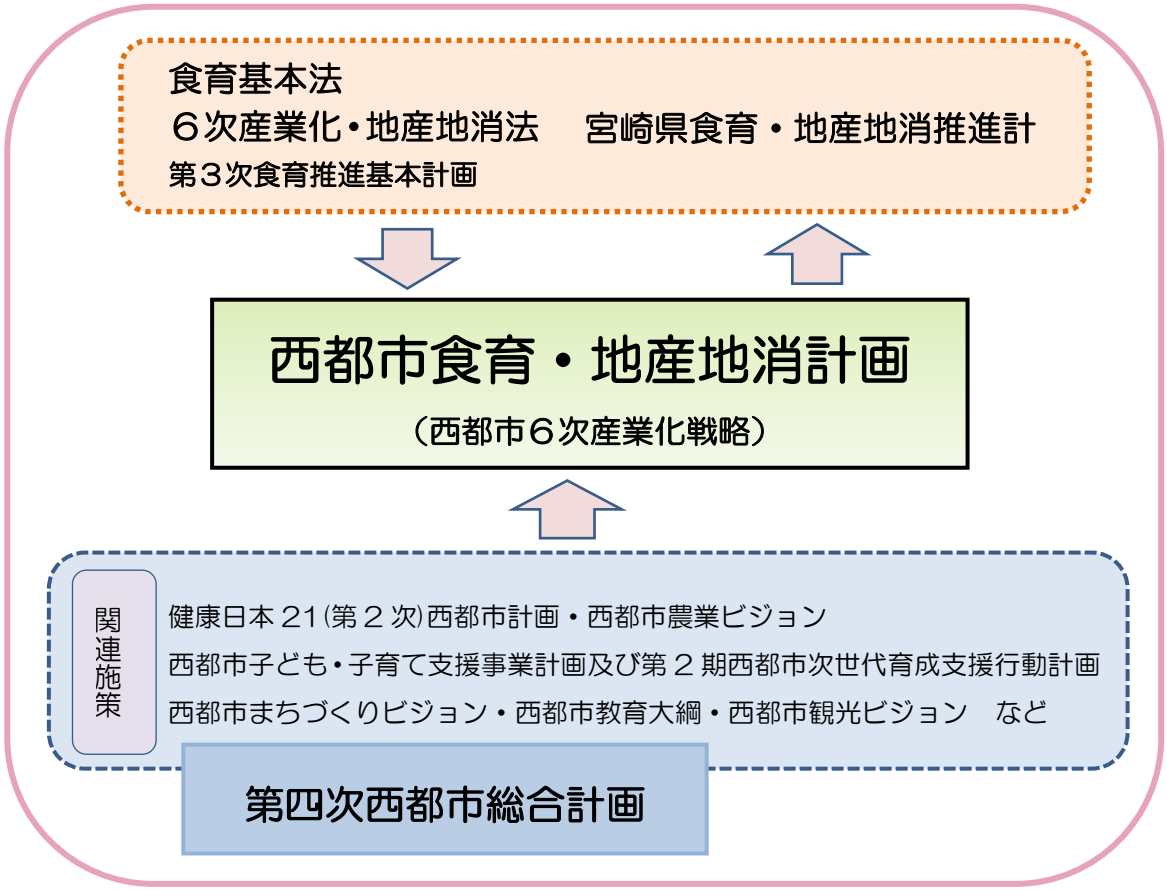

３．計画の期間

本計画は、平成 31 年度から平成 35 年度までの５か年計画とします。

ただし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第２章　本市の食をめぐる現状と課題

１．健康に関する現状

①平均寿命と 65 歳からの平均余命及び健康寿命

本市における平均寿命※は、男性 80.4 歳、女性 87.1 歳で、男性がわずかに全国平均より低い状況にあります。また、65 歳からの平均余命※と健康寿命※の算定方法の一つである、介護認定情報、人口と死亡数を基礎情報とした 65 歳の方が「日常生活動作が自立している期間」の平均で見てみると、平均余命と男性の健康寿命が低い状況になっています。

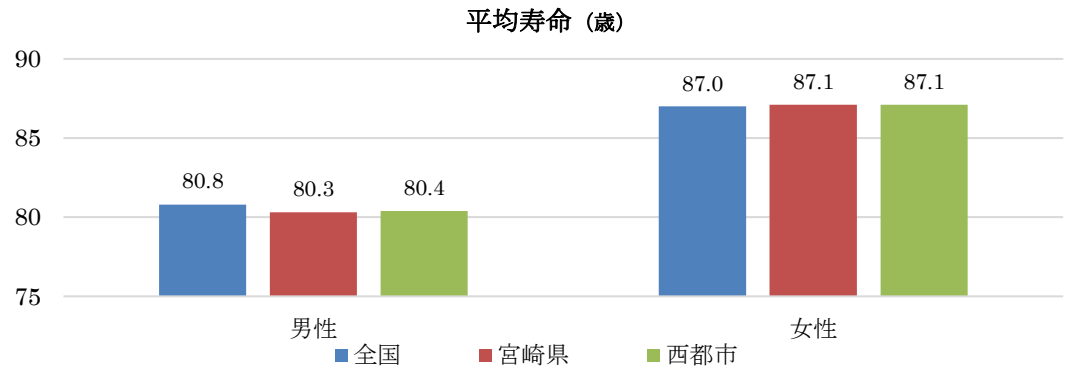

資料：厚生労働省から公表される「市区町村別生命表の概況」より算定（平成 27 年）

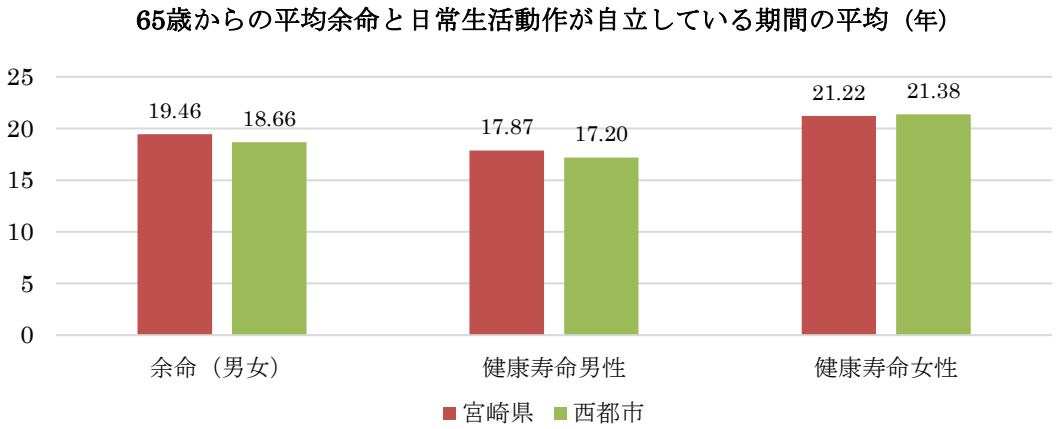

資料：厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班」が公表した「健康寿命算定方法の指針」及び「健康準用の算定プログラム」より算定（平成 27 年）

※1　平均寿命　　0 歳における平均余命（その年の年齢別死亡率で死亡していくとした場合、0 歳の者が生きることとなる平均年数）

※2　平均余命　　ある年齢の人々があと何年生きられるかという期待値

※3　健康寿命　　日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、生活ができる期間のこと

②死亡原因

本市における死因をみてみると、悪性新生物※や心疾患、肺炎、脳血管疾患が多く、年間で 200 名を超え、死亡者総数の約 60%となっています。

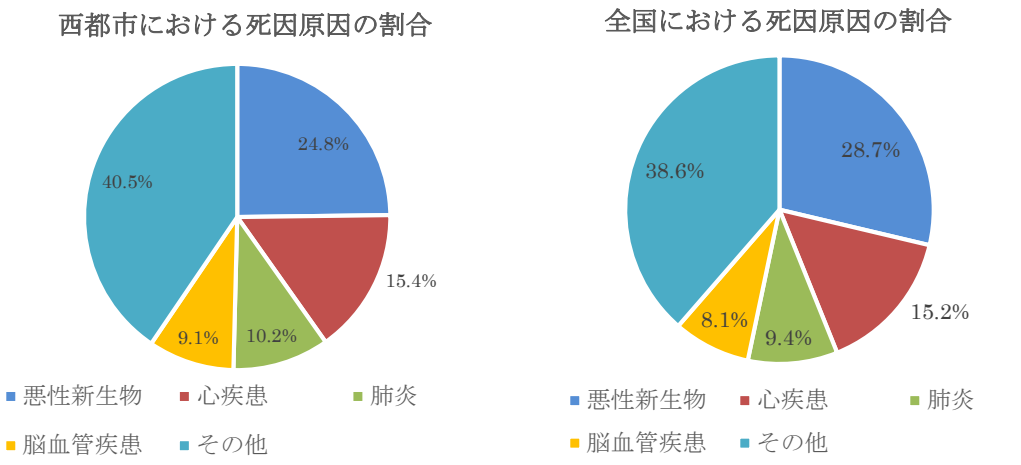

資料：衛生統計年報（平成 27 年度）

※　悪性新生物　　悪性腫瘍。細胞が何らかの原因で変異して増殖し、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍。がんや肉腫などが該当。

③肥満率の割合

宮崎県の肥満率（ＢＭＩ※の平均値）を見てみると、20 歳から 69 歳男性で 24.8（全国平均 23.8、全国ワースト３位）、40 歳から 69 歳女性で 23.8（全国平均 22.6、全国ワースト２位）と、BMI が 25 以上を肥満と判定される中、高い状況にあります。

さらに、国民健康保険特定健診の受診者における BMI25 以上の方の結果をみてみると、本市は全国及び宮崎県の平均値より高く、肥満の方が多い傾向にあります。

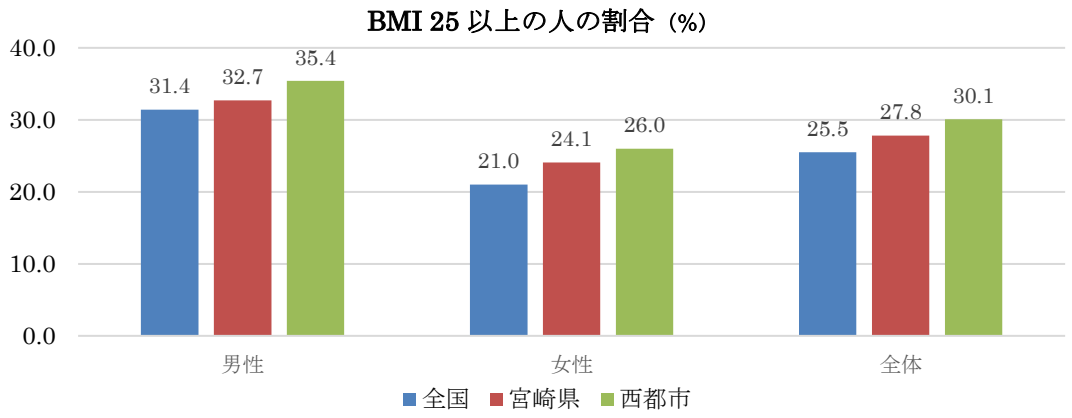

資料：平成 29 年度西都市国民健康保険特定健診の受診者（40 歳～74 歳）

※　BMI　体重と身長の関係から算出される、ヒトの肥満度を表す体格指数　　BMI = 体重 kg÷（身長m×身長m）

④メタボリックシンドロームの該当者とその予備群

メタボリックシンドローム※（略称：メタボ）になると肥満とともに動脈硬化が進み、「心筋梗塞、脳梗塞になる危険性が高まる」と言われています。

本市における40歳から74歳の特定診断におけるメタボリックシンドロームの該当者とその予備群の割合をみると、本市のメタボリックシンドロームの該当者の割合が全国及び宮崎県よりも高い傾向にあります。

メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合（%）

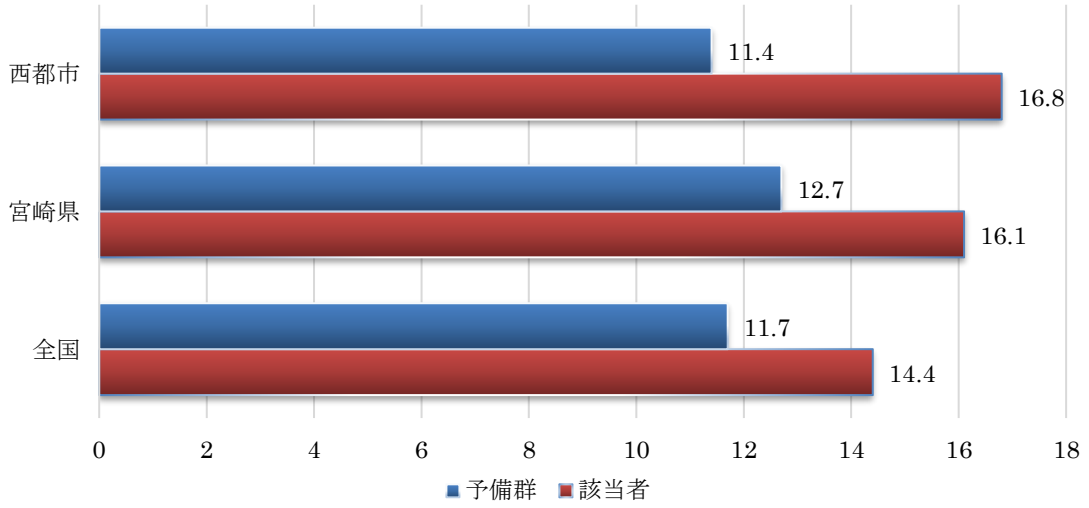

資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータおよび西都市国民健康保険特定健診の受診者（４０～７４歳）最新データ、平成２７年度

※　メタボリックシンドローム　内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち２つ以上の症状が一度に出ている状態。腹囲は基準値以上だが、糖代謝、脂質代謝、血圧の異常が１項目までのものを予備群という。

２．食生活等に関する意識の現状

ここでは、平成 30 年６月に実施した、「食に関するアンケート」の結果を基に、前回調査（平成 23 年２月）結果と比較することで、本市における食生活等に関する現状と課題についてまとめます。

①食育に対する認識と関心

食育という言葉に対する本市での認知度は、中学生以上の年代で前回調査より増加し、いずれの年代においても 75%以上となっています。しかし、その意味までしっかりと理解できているのは、一般で 64%、小中高校生においては合算値で 25%になっています。

食育への関心をみてみると、年代が下がるほど関心が低くなり、特に 20 歳代においては、食育に関心がある人（関心がある＋どちらかといえば関心がある）の割合が前回の 60.9%から 48.0%と減少しており、その関心が低くなっています。

「食育」という言葉やその意味を知っていますか？

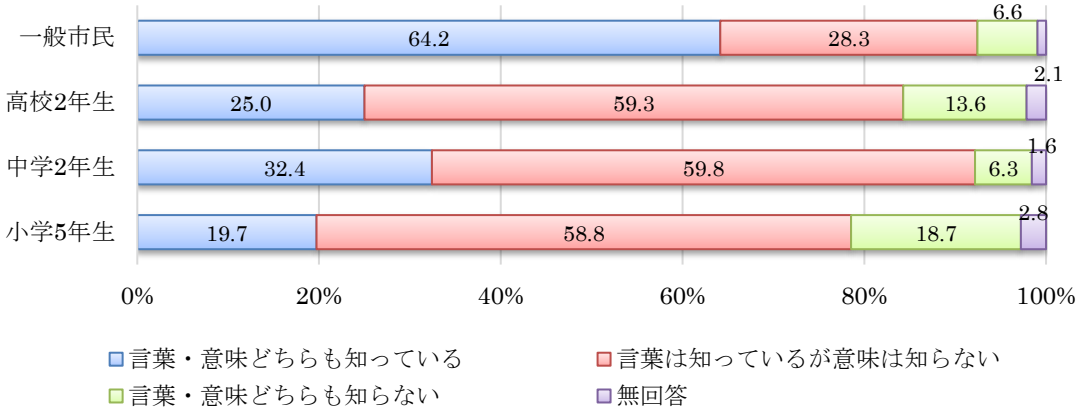

「食育」について関心がありますか？

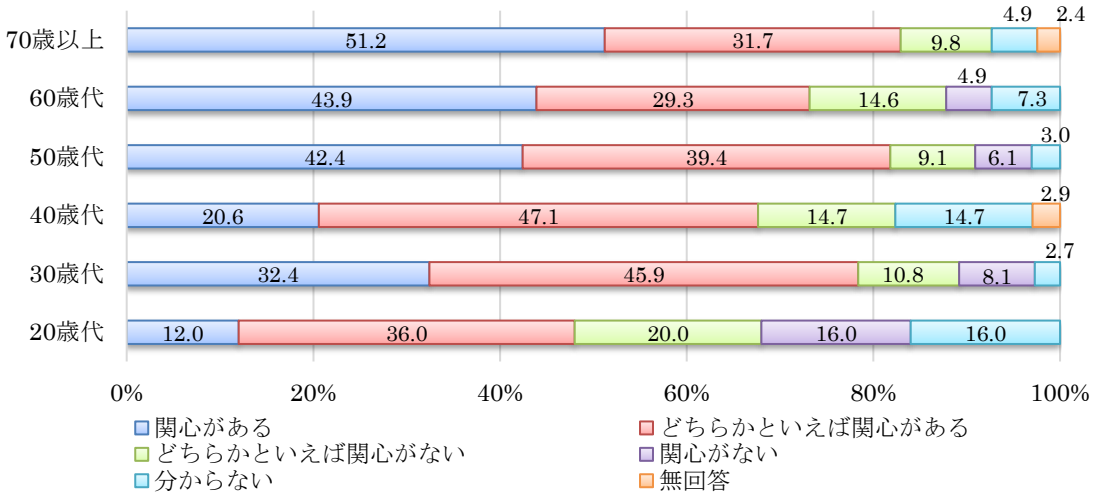

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

② 朝食の現状

朝食を食べることは、脳と体を目覚めさせ、一日を活動的に過ごすために必要なエネルギー源になります。

本市における朝食の摂取状況をみてみると、高校生以下の朝食摂取率については、前回調査より増加しています。

しかし、40 歳代以下の一般および高校生については、毎日朝食を食べる方の割合が 80%を下回っています。特に 20 歳代では、毎日食べる方の割合が 56%と低い状態にあります。

朝食を食べない理由としては、「食べる時間がない」と「食欲がない」が多くなっています。

朝食の摂取状況（高校生以下）

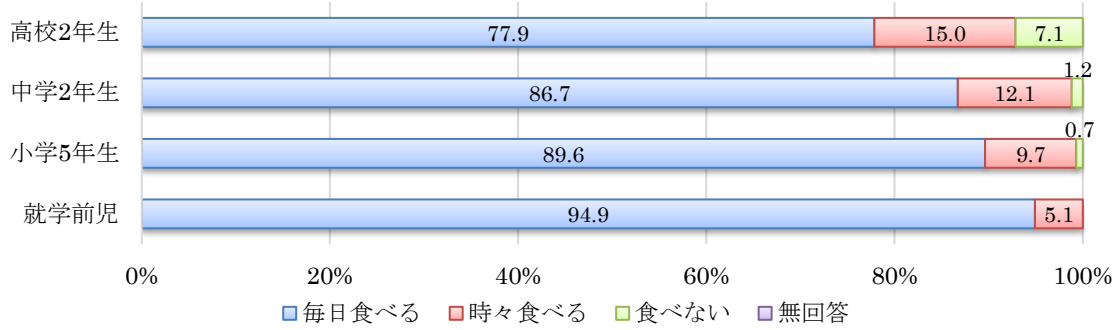

朝食の摂取状況（一般）

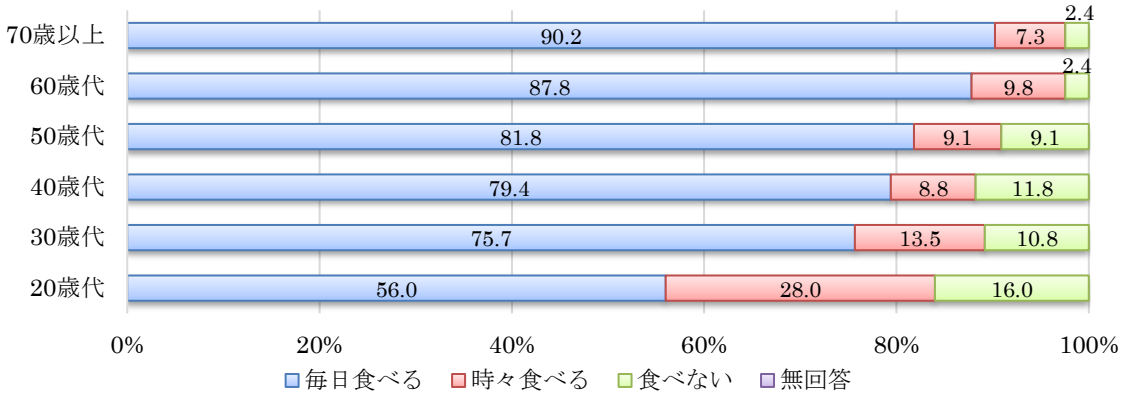

朝食を食べない理由（%）

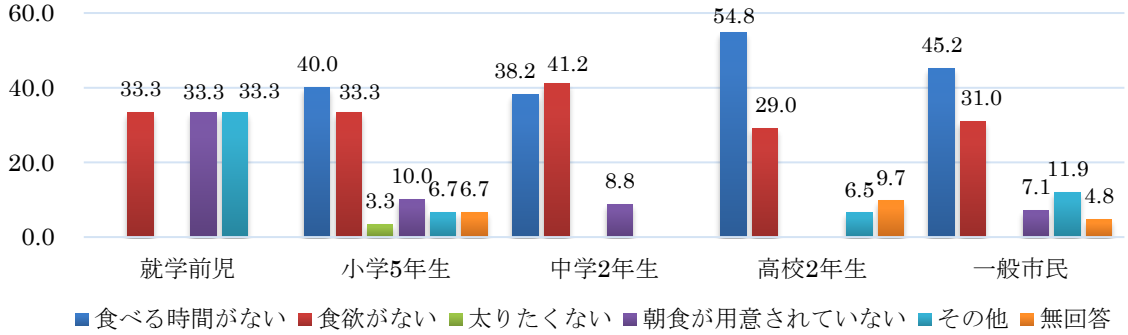

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

③ 孤食の現状

高校生以下における、朝食や夕食を一人で食事をとる「孤食」の現状をみてみると、年代が上がるにつれて、孤食の割合が増加しています。

しかし、いつも一人で食べる割合が、高校生では 24.7%から 18.9%に減少するなど、すべての年代で、前回調査より減少しており、改善していることもうかがえます。

また、大人の方が家にいるのもかかわらず一人で食事をしている子どもが、60%程度いることもわかりました。

これは、共働きや単身世帯が増え、大人の労働時間の多様化や子どもの学校や部活動等で、子どもと一緒に食事をとれず、時間のすれ違いが起きていることが考えられます。

朝食や夕食を１人で食べることがありますか？

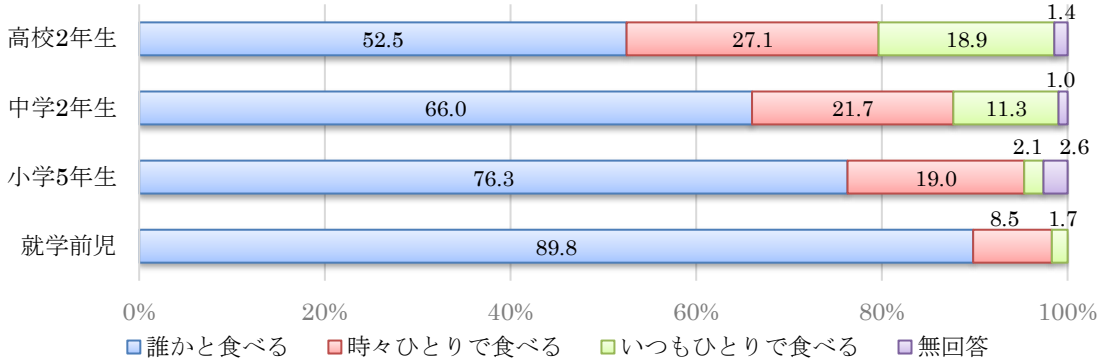

一人で食べるとき大人の方は家にいますか？

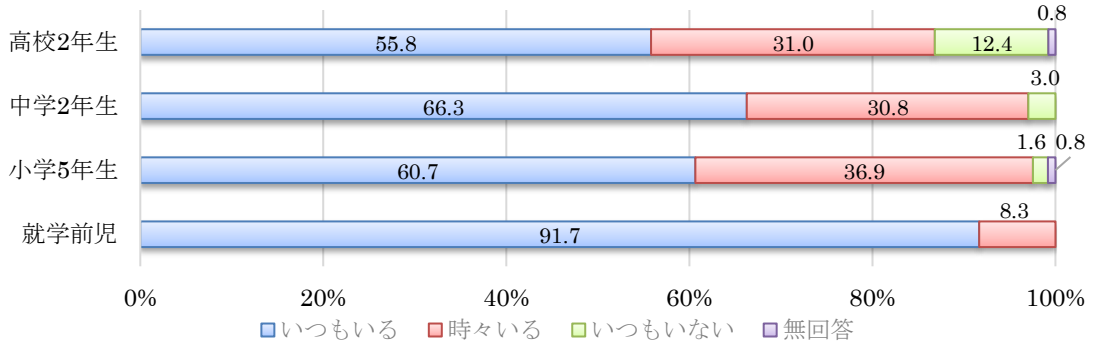

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

④ 食生活の現状

1）中食・外食の利用頻度について

中食※・外食の利用状況をみてみると、一人暮らしの高齢者や若い世代を中心にその利用頻度が前回調査より増加しています。（70 歳以上では、いつも利用する方の割合が 2.5%から 12.2%、20 歳代も 10.0%から 16.0%へそれぞれ増加。）

これは、単身世帯の増加、生活スタイルの多様化等が主な要因だと推測されます。

中食・外食は、内食※と比べると、主食・主菜に偏った食事、塩分や脂肪の摂取が多い食事になりがちになります。

中食・外食の利用頻度

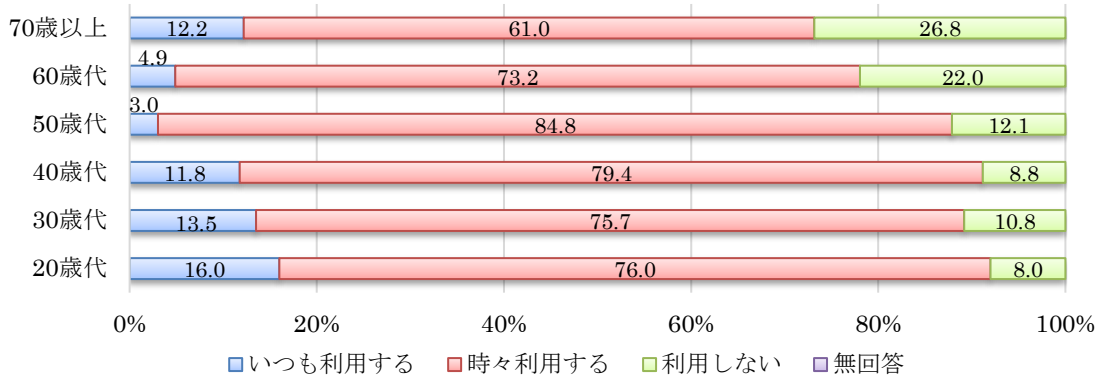

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

※ 中食 スーパーやコンビニエンスストアの弁当や総菜など、家庭外で調理された商品を購入し、家庭の食卓で食べる食事形態

※ 内食 家で素材から調理したものを食べること

2）「いただきます」や「ごちそうさま」等あいさつの状況

食事のときにおける「いただきます」「ごちそうさま」等のあいさつの状況をみてみると、「いつもしている」と回答した生徒の割合が、高校生で前回 54.4%から今回 70.0%、中学生では 57.2%から 77.7%と、若年層ではその割合が増加しています。

しかし、一般では 50%にとどかず、食事のときにあまりあいさつをしていない傾向にあります。

「いただきます」「ごちそうさま」などの挨拶の状況

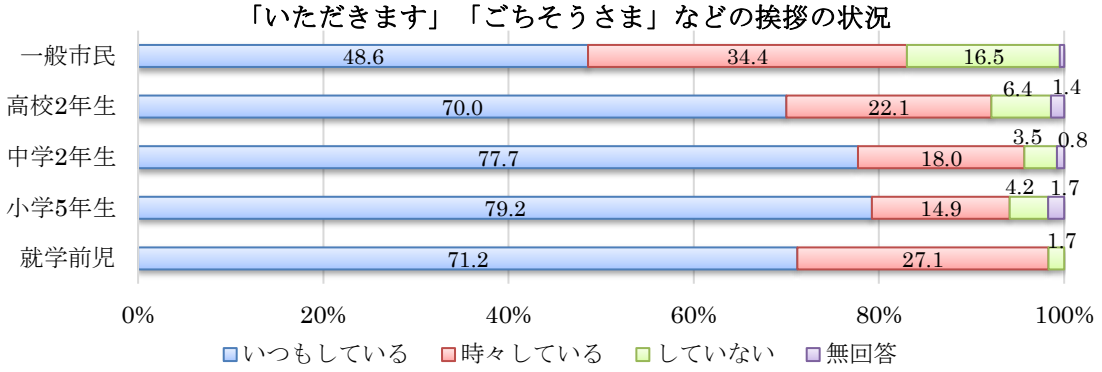

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

3）食べ残しの状況

子どもの食べ残しに対する意識についてみてみると、小・中・高校生においては、75%以上の方が、日々完食に努めている状況にあり、前回調査より増加しています。

食べ残しをしないようにしていますか（高校生以下）

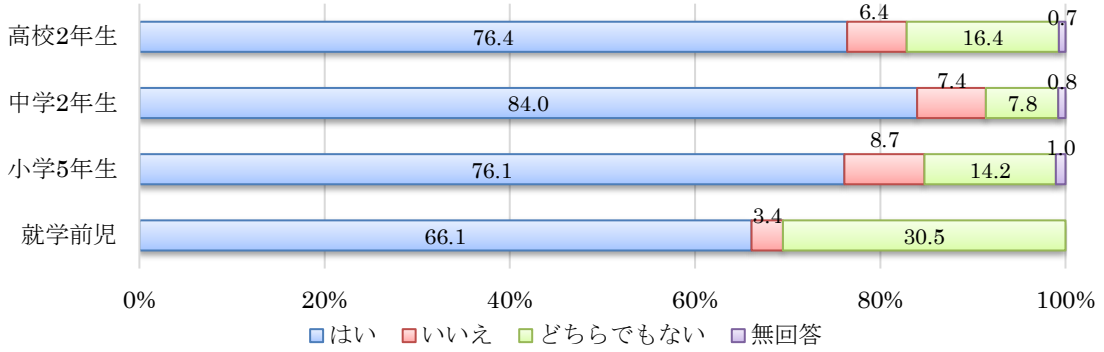

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

一般市民における食品ロス※に対する意識について見てみると、食品廃棄の減少に努めている一般市民の割合は 72%と、その意識が高い状況にあります。

食品の廃棄を減らす努力をしていますか（一般）

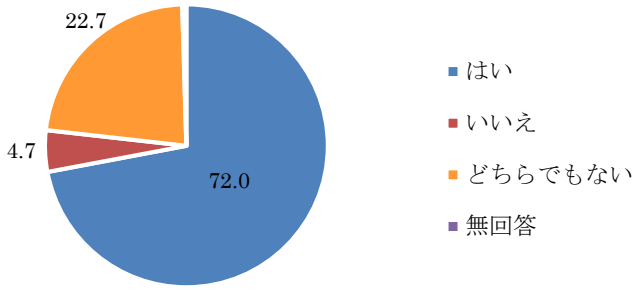

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

※　食品ロス　売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べられるはずの食品が廃棄されること

4）子どもの食生活

就学前児の保護者を対象に、子どもの食事における、野菜摂取及び減塩について調査をしたところ、野菜の摂取量については 70%以上の人が気をつけていますが、減塩など薄味については、約 40%程度にとどまっています。

野菜の摂取量に気をつけていますか

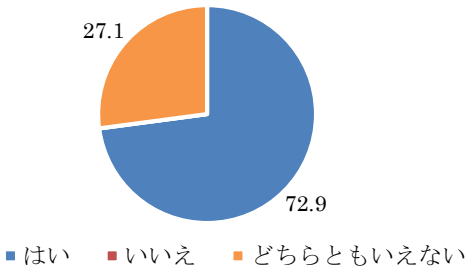

減塩や薄味に気をつけていますか

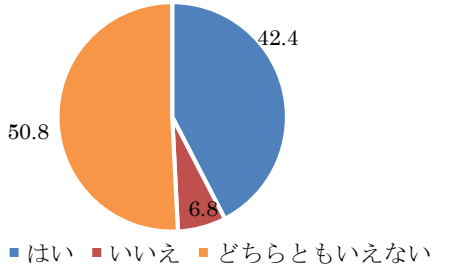

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

5）食品の選択

食品を購入する際の、「原産地・製造元」並びに「原材料・添加物」の確認の有無についてみてみると、60 歳代以上の男女では、半数以上が原産地や製造元をいつも確認していますが、20 歳代男性では、35.7%の人が特に意識せずに購入しています。

一方、原材料や添加物など食品表示をいつも確認して購入している割合は、年代が上がるにつれて増加していますが、どの世代でも 50%以下となっています。

なお、原産地や原材料を確認して購入している人の割合は、男性より女性の方が高くなっています。

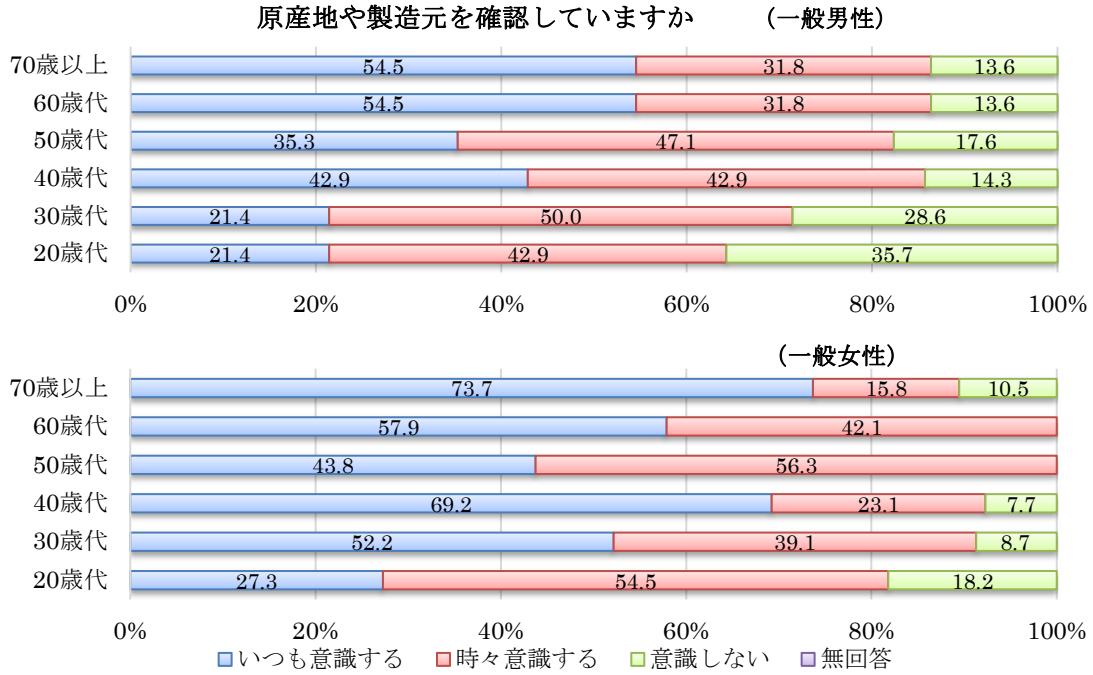

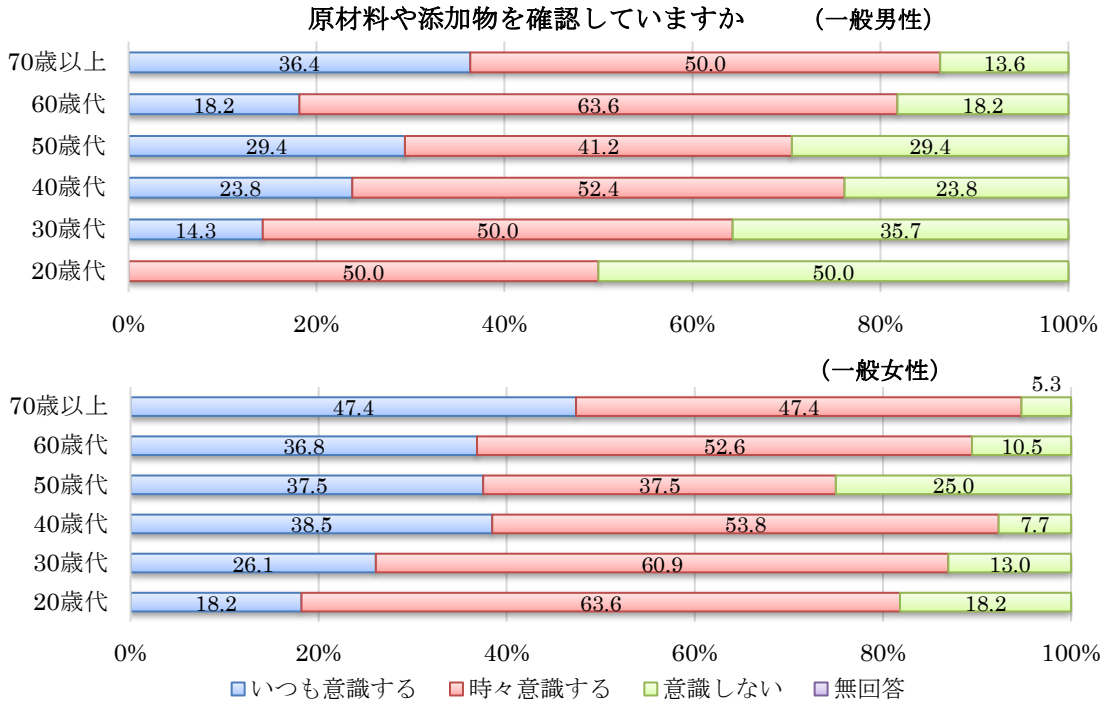

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

６）食生活における留意点

日々の食生活における留意点については、どの年代でも「バランスのとれた食事」と「野菜をたくさん食べる」ことに留意している人の割合が高くなっています。また、高齢者では、塩分の取り過ぎにも気をつけていますが、油っぽい食事や塩分について留意している人の割合は年代が下がるにしたがって低下する傾向にあります。

一方、「特に気をつけていない」人の割合は前回調査より減少していますが、年代が下がるにつれて上昇しており、20 歳代では 20%近くに達しています。

日々の食生活で注意していることはありますか？

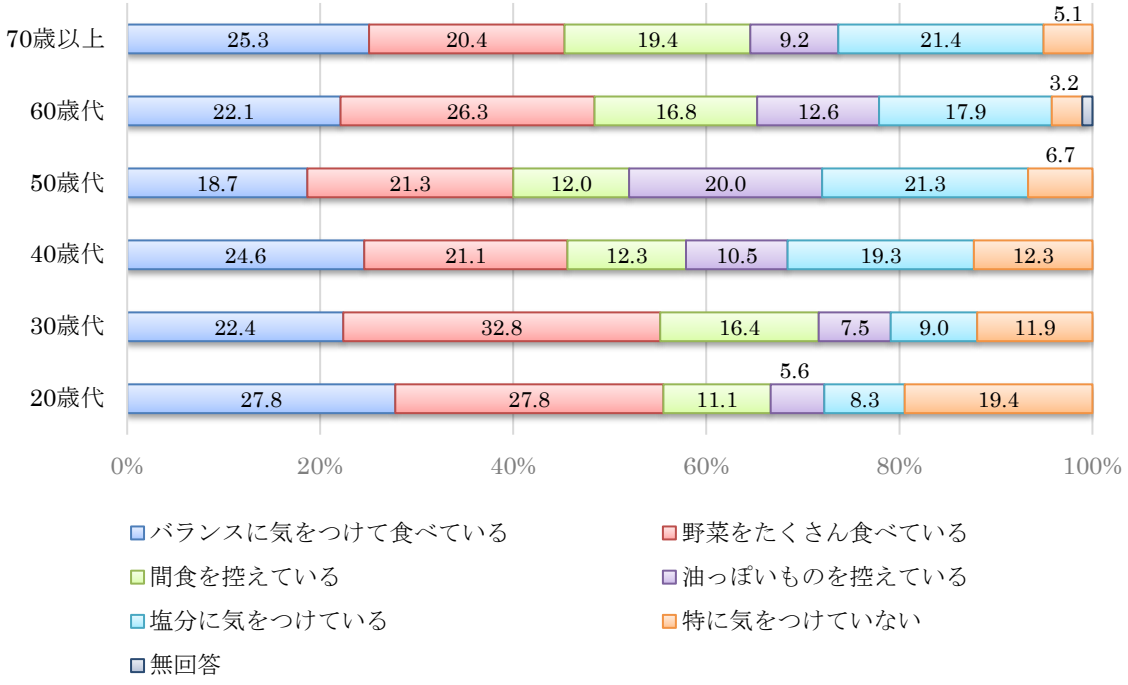

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

⑤ 健康への意識の状況

1）メタボリックシンドロームの認知度

メタボリックシンドロームへの認識度をみてみると、その「言葉・意味どちらも知っている」方の割合は 82.9%となり、その認知度は高い状況にあります。しかし、70 歳以上では、知らない方が 20%程度はいる状況にあります。

メタボリックシンドロームの認知度（%）

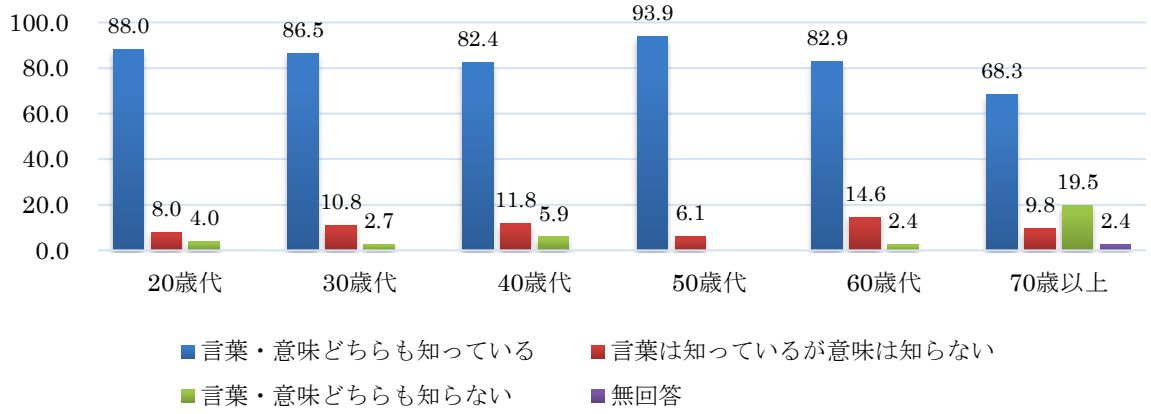

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

2）一回の食事量について

一回の食事量について、いわゆる「腹八分目」に抑えている人の割合は、70 歳以上では高くなっていますが、それ以外の年代では 50%以下となっています。40 歳代では抑えていない方の割合が、他の年代に比べて高くなっています。

また、20 歳代や 30 歳代では、前回調査より「腹八分目」に抑えている人の割合が増加しています。

一回の食事量を「腹八分目」に抑えていますか（%）

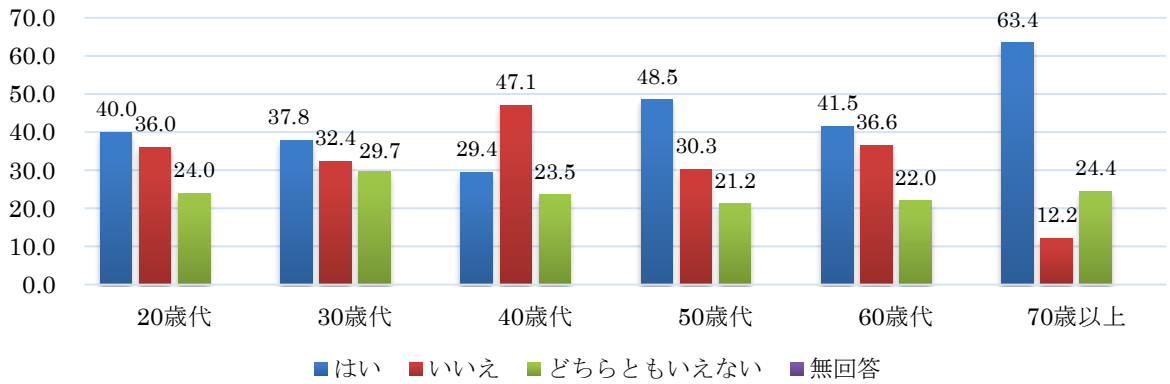

資料：西都市「平成 30 年度 食に関するアンケート」

３．本市の農林業の概要

本市の基幹産業である農林業の生産額は、肉牛を中心とした畜産物とピーマン・きゅうり・にら・スイートコーンなどの園芸作物で総額の約 88%を占めています。

畜産物は平成 22 年度に発生した口蹄疫の影響により一時大幅に生産額が減少しましたが、徐々に回復し、現在では口蹄疫発生前よりも生産額は増加しています。

園芸作物では、近年ピーマンの生産額は横ばいですが、ズッキーニ・ゴーヤなどの生産額が増加しています。

総生産額は、年間約 240 億円前後でありますが、高齢化が年々進み、農家戸数は年々減少しています。

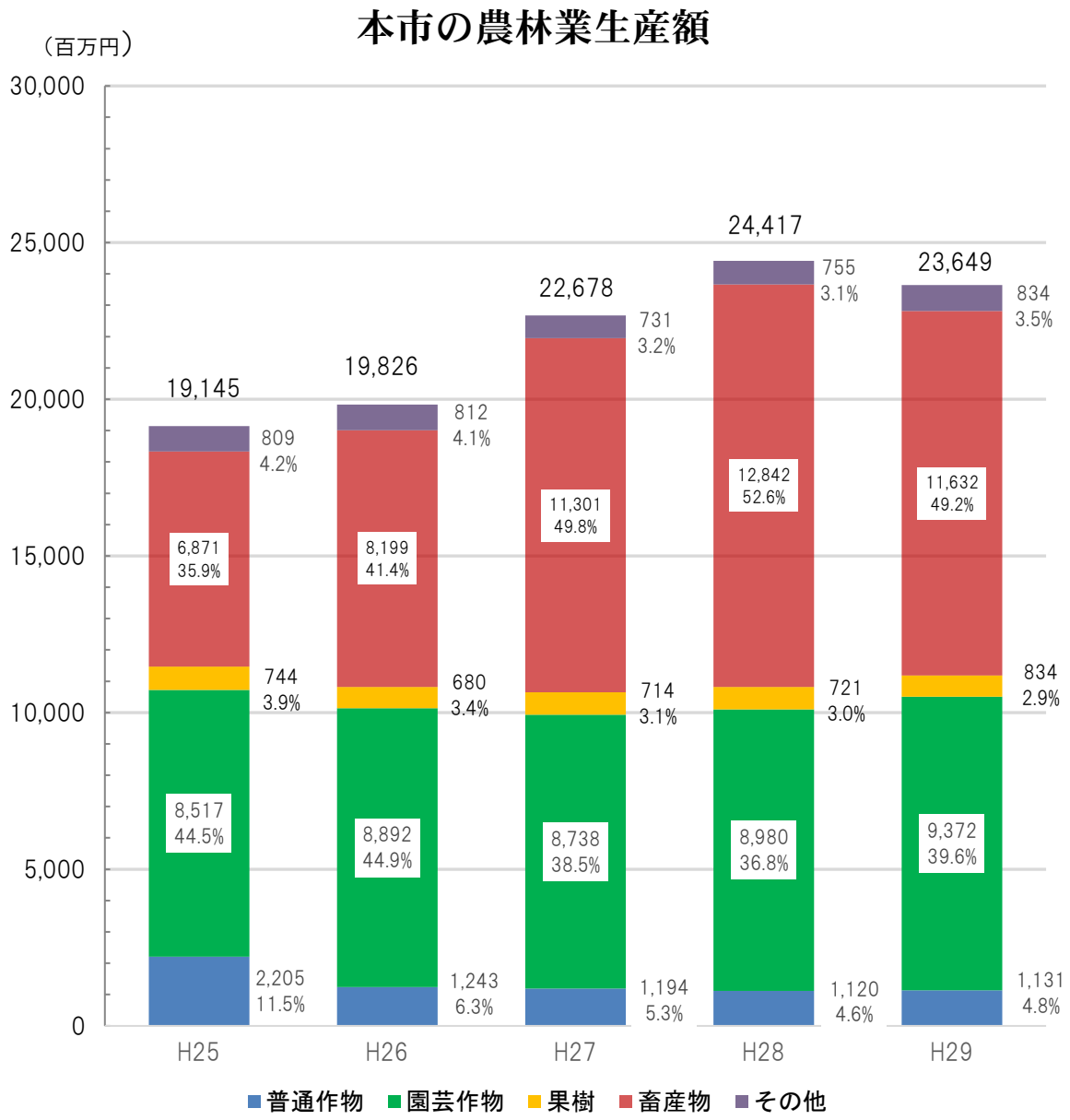

資料：平成 30 年度『農林行政の方向』（西都市）

【普通作物】

作目	生産量（ｔ）	生産額（千円）
早期水稲	4,391.10	878,221
普通水稲	670.2	134,033
甘藷(加工用)	1,950.40	117,022

【果樹】（主なもの）

作目	生産量（ｔ）	生産額（千円）
マンゴー	270.9	551,823
みかん	192.7	56,853
ゆず	467.3	51,403

【特用作物】（主なもの）

作目	生産量（ｔ）	生産額（千円）
葉たばこ	119.2	229,247
茶	337.4	327,309

【野菜】（主なもの）

作目	生産量（ｔ）	生産額（千円）
ピーマン	10,186.90	4,554,559
きゅうり	4,094.00	1,296,563
にら	1,779.50	932,936
スイートコーン	1,682.30	589,060
ズッキーニ	1,281.50	545,871
ゴーヤ	1,435.80	440,589
大根	8,382.70	382,114
なす	290.9	100,654
ごぼう	157.6	83,487
さといも	387.7	79,113
オクラ	140.2	64,610

資料：平成 30 年度『農林行政の方向』（西都市）

【家畜飼養】

区分			常時飼養頭羽数	生産量	生産額（千円）	摘要
子畜	乳用牛		579 頭	89 頭	26,593	豚は一貫経営により生産額等は肉畜で算出
	肉用牛		3,401 頭	2,167 頭	1,452,676	
	豚		160 頭	－	－	
肉畜	肉　牛		12,529 頭	7,490 頭	8,404,828	
	肉　豚		1,640 頭	5,701 頭	200,196	
	肉　鶏		544 千羽	2,440 千羽	1,090,464	
	牛　乳		579 頭	3,207 ｔ	322,335	
	鶏卵	食用	6.0 千羽	1,710 千個	20,520	
		種卵	10 千羽	2,850 千個	114,000	

資料：平成 30 年度『農林行政の方向』（西都市）

４．地産地消をめぐる状況

①　農産物直売所の動向

直売所は、生産者との距離が近く、消費者にとっても安心して利用できる「店」であり　、地産地消を推進する上で、重要な役割を果たしています。

本市内の直売所数は、６次産業化による直売所の開設等があり、現在７店舗で、その出荷者数は、全店舗累計で678人となっています。

また、平成21年度には全店舗累計で30万人を超えていた年間来客数は、自然災害等による観光客の減少や若い世代を中心とした客層の減少等により、来客数が減少傾向となっており、平成29年度では18万人程度となっています。

年間販売額をみてみると、１億円を超えるところも出てきていますが、小規模な直売所ではほぼ横ばいの状況です。

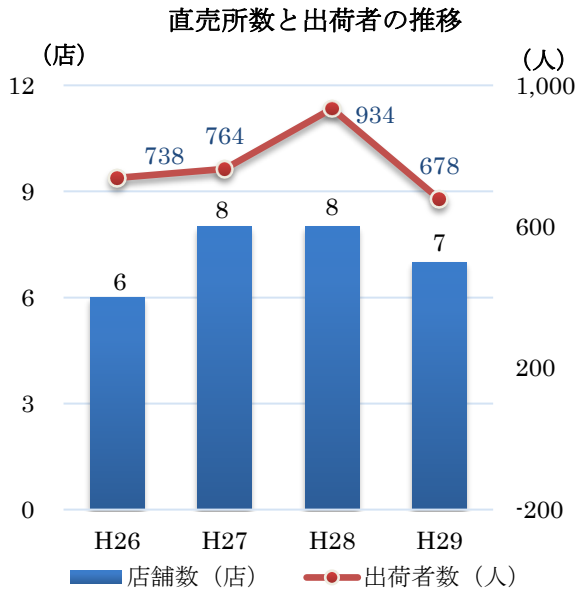

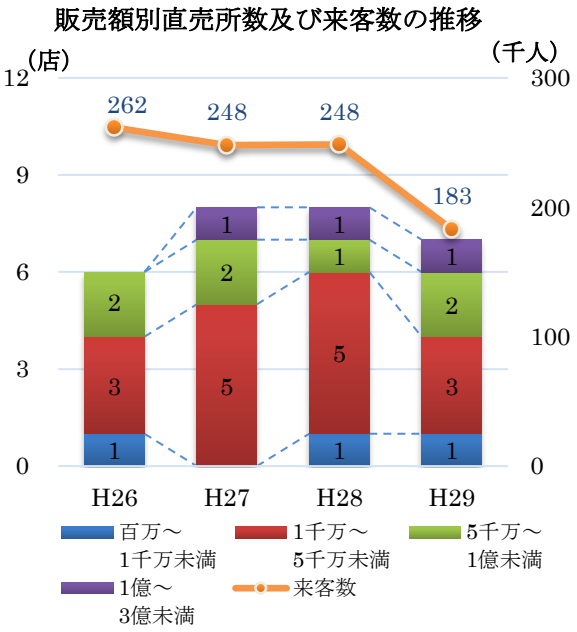

資料：農林水産物直売所の実態調査（宮崎県、西都市）

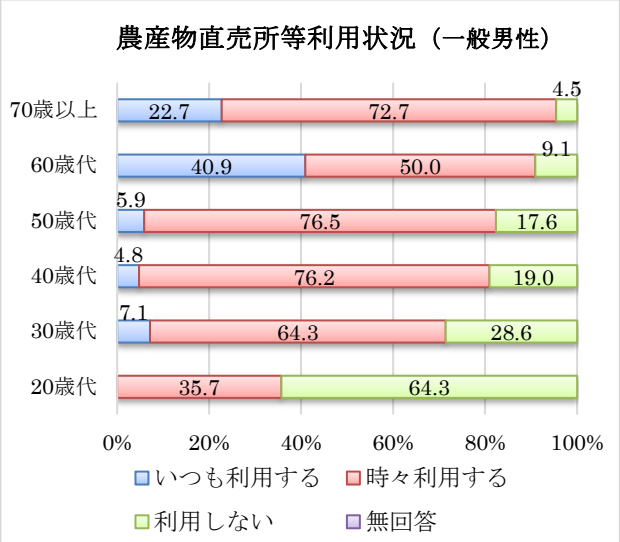

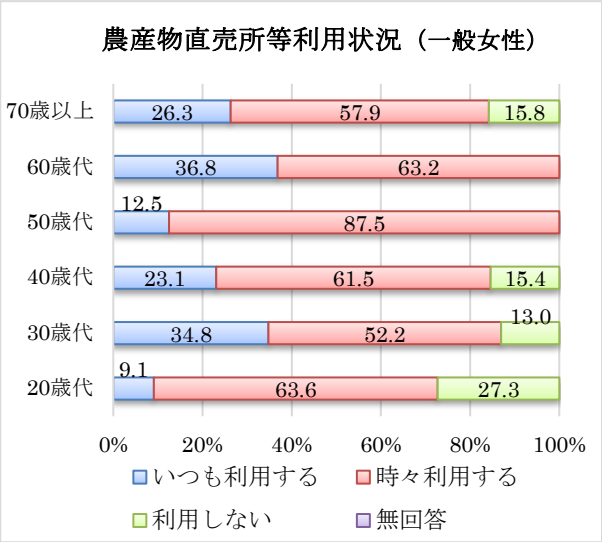

資料：西都市「平成 30 年度　食に関するアンケート」

②　学校給食における本市産農林水産物の活用状況

平成 29 年度の学校給食における本市産農林水産物の利用状況は、品目数 14 品目、使用品目における平均使用割合（重量比）は 65.6%となっています。（県産品を使用した農林水産物の使用品目数は 28 品目）特に、本市の主要農林水産物である、ピーマン、きゅうり、スイートコーン等については、極めて高い利用状況となっています。

学校給食における西都市産農林水産物の利用状況（平成 29 年度）

食材名	使用総量(kg)	西都産使用量(kg)	使用割合(%)
米	27,000	27,000	100.0
キャベツ	6,164	30	0.5
きゅうり	7,307	7,261	99.4
にんじん	10,834	348	3.2
ピーマン	213	200	93.9
にら	123	32	26.0
スイートコーン	300	300	100.0
大根	2,202	718	32.6
白菜	1,090	164	15.0
千切り大根	114	29	25.4
みかん	300	300	100.0
ズッキーニ	191	107	56.0
ゴーヤ	30	30	100.0
赤ピーマン	30	16	53.3

資料：西都市学校給食センター

５．本市の「食」が抱える課題

1）　健康寿命の延伸につながる食育の推進

① 肥満やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者が増加傾向にあります。そのため、健康寿命の延伸に向け、市民一人一人が主体となった食生活改善の取組を行います。また、市としても市民の健康づくりをしっかり支える体制づくりを行う必要があります。

② 肥満や生活習慣病の改善や予防のために、自ら行動を起こす人は少ない状況にあります。そのため、市民が健康的な食生活について理解を深めることができるよう、関係機関・団体・生産者等が連携して健康や栄養に関する学習・実践の場の提供等を行う必要があります。

2）　多様な暮らしに対応した食育の推進

① 市民の「食育」に関する関心が低下してきています。そのため、「食」に関する情報を、様々な機関を通じてあらゆる機会を捉えて、継続的に提供することで、「食育」への関心を深める必要があります。

② 20 歳代及び 30 歳代の世代は、食に関する知識や食生活の現状等で他の世代より課題が多い状況にあります。そのため若い世代が、健全な食生活を実践でき、子どもや次世代に伝えつなげていけるような食育を推進する必要があります。

③ すべての年代で中食・外食の割合が増加しています。そのため、バランスのとれた食事がとれるよう、家庭で料理し、家族みんなで食事とることを推奨する取組を行う必要があります。

④ 人口減少や過疎化により、地域での食文化が失われつつあります。地域集落において、食文化の伝承につながるような情報を提供する必要があります。

⑤ 安全性を確認することなく、食品を購入する方が少なくありません。そのため食品の添加物や栄養価等を見て、正しく判断し選択ができるよう、あらゆる機会を捉えて情報提供を行う必要があります。

3）子どもの「食」に関する理解促進

① 家庭や地域、保育所等、学校等が連携した農林漁業の体験学習や、生産者を招いた食に関する学習等を通じて、地場産物について学ぶことで、「食」に対する理解を深める必要があります。

② 学校給食等での地場産物の活用を図ることで、地域の農林漁業や食文化に対する理解を深めるとともに、生命尊重、感謝の気持ち等の豊かな心を育む必要があります。

４）消費者との交流を通じた「食」の理解促進

① 本市で栽培されている農林水産物の県外での認知度は低い状態にあります。そのため、グリーン・ツーリズム※や物産・観光フェア等の活動を行うことで、食を通じた都市部消費者との交流を深め、本市の魅力を発信する必要があります。

② 地場産物品直売所の利用者数が年々減少するなど、市民の地産地消への意識は低下してきています。そのため、直売所や「さいとふるさと産業まつり」等のイベントでの生産者と消費者の交流を通じて、本市の農林水産業への理解促進を図る必要があります。

５）地場産物の販売・利用促進

① 市民の地産地消への意識を高めるため、地場産物の PR を強化するとともに、直売所やスーパーの地場産品コーナー等の利用促進を図る必要があります。

② 地場産物のさらなる付加価値化を図るため、６次産業化を目指した地域の加工グループや各種団体等の加工品開発の支援を図る必要があります。

③ 本市の地場産物の認知度を高めるため、観光客や宿泊客等に向けて、地場産物を活用したお土産や料理等を開発し、本市の PR をしていく必要があります。

※ グリーンツーリズム　自然豊かな農山漁村において、農家民泊等に滞在しながら農林水産業の体験や、地域の人たちとの交流を楽しむ滞在型余暇活動。特産品、自然、文化等、地域の豊かさを再認識するとともに、地域活性化の手段として注目される。

第３章　食育・地産地消にあたっての基本的な考え方

本計画は、食生活の課題はもとより、心身の健康や食の循環・環境といった地域社会の課題についても食をめぐる課題として捉えます。そして、第四次西都市総合計画に掲げた「食創生戦略※」の下、食育によるアプローチによって、市民の心身の健康を保持増進させ、豊かな食生活の普及・啓発、食文化の次世代への継承を図り、幸福度の向上を目指します。

１．基本目標

本市では、食育・地産地消推進にあたって、食料生産から食卓、そして心身の健康へと幅広く連続的に食生活全体を視野に入れた計画を推進するため、基本目標を次のとおり定め、生産者と消費者を連携させた健康で豊かな食生活の推進を目指します。

耕福（こうふく）と口福（こうふく）で康福（こうふく）生活！

本市の豊かな自然と生産者の努力と情熱が、安全で美味しい食材（耕福）を生み出します。また、その食材を手にし、バランスよく調理した料理を家族や友人と会話をしながら楽しく食すことで、（口福）が生まれます。

この耕福と口福を結びつけることで、食の循環や生活習慣病等を予防し、いつまでも健康で生活する社会（康福生活）を目指します。

※　食創生戦略　第四次西都市総合計画の基本構想「元気な日本のふるさと“西都”」の基本戦略として、「食」を通じて雇用創出や地域活性化を図り、市民や訪れる人々に癒やしと活力を与える食創生都市の実現を目指す本市の基本戦略

２．基本施策

本市では基本目標を達成し、食育・地産地消を推進するため、全計画からの取組や前章までのデータや課題を鑑みて、今後、次に掲げる５つ施策を基本として取り組むこととします。

① 食創生都市を目指した食育・地産地消の推進
② 年代に応じた食からの健康づくりの推進
③ 食生活の改善に向けた取組の推進
④ 地域の食文化と農林水産業に根ざした食育の推進
⑤ 地場産物の消費拡大と効果的な利用促進

第４章　食育・地産地消の推進に関する施策

１．食創生都市を目指した食育・地産地消の推進

第四次西都市総合計画の目標像である食創生都市の実現を目指し、心身共に健康で豊かな生活を実現するため、食育・地産地消の普及啓発に努め、食に対する理解を深めます。

【具体的施策】

１）食育・地産地消に関する市民理解の促進

①継続的な普及啓発活動の実施

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育月間※」等を中心に普及啓発活動を実施します。

②イベント等における普及啓発活動の実施

さいとふるさと産業まつりや各団体が主催するイベント等と連携した普及啓発を実施し、市民の理解促進を図ります。

２）食育・地産地消活動への人材育成

食生活改善推進員※をはじめ、ＪＡ女性部や地域婦人連絡協議会等、地域の食育活動をけん引する食育推進リーダーの育成を図るとともに、地産地消サポーター※への登録を促進し、食育・地産地消活動の定着を図ります。

３）食育・地産地消に関する情報発信

市民に対して市ホームページや広報誌等を活用し、児童・生徒等に対しては学校・保育所等を通じてリーフレットの配布等を行い、世代に応じた情報発信に努めます。

４）食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査の活用及び情報提供

①健康・栄養調査等の活用

市民の健康増進の総合的な推進を図るため、国や県の健康・栄養調査結果を踏まえ、食育推進の基礎的なデータとして活用します。

②学校給食栄養摂取状況等調査の活用

学校給食栄養摂取状況に関する調査等の結果を踏まえ、適切な栄養摂取の重要性について「食育だより」等により情報提供を実施します。

③栄養・食生活に関する情報提供

市民一人ひとりが望ましい食生活を通した健康づくりに取り組めるよう、栄養・食生活に関する情報を積極的に提供します。

④食品衛生に関する普及啓発

市ホームページ及び広報誌による情報提供や衛生管理研修会等の開催を支援し、食品の衛生的な取り扱いについての啓発を推進します。

⑤食品の安全性や表示についての情報提供

多くの消費者が、食品の安全性や表示について、正しい知識を身につけることができるように、様々な媒体を活用して分かりやすく的確な情報を提供します。

※	食育月間	毎年６月、国・地方公共団体・関係機関等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として「食育推進基本計画」に定められた。
※	食生活改善推進員	食生活を中心とした栄養や健康について学び、調理実習などを通じて地域の食生活の改善に取り組む家庭の主婦を中心とした地域ボランティア組織。
※	地産地消サポーター	家庭や学校、地域等における食育・地産地消を自主的に実践し、その牽引役となる人。みやざきの食と農を考える県民会議に登録する。

さいとふるさと産業まつり

JA 西都食農教育（食育・地産地消推進事業）

２．年代に応じた食からの健康づくりの推進

１日３食のバランスのとれた食生活は、生涯の健康づくりの基礎となります。市民一人一人が健康に関する正しい知識や、食生活を身につけるよう、家庭や地域、保育所等、学校等と連携して食育を推進します。

【具体的施策】

１）乳・幼児期における食育の推進

①保育所等における取組の推進

ア）発達段階に応じた指導の推進

保育所等は、乳・幼児の健やかな成長を促すため、年代に応じた計画目標を策定し、発達段階に応じた継続的な食育を推進します。

イ）体験活動・給食等を通した食育の推進

農作物の栽培・収穫や料理教室等に参加し、子どもがいろいろな食べものを見て、触って、噛んで味わう体験や給食等を通じて、食材や作り手への感謝の心を育むとともに、基本的な食事マナー等の定着を図ります。

ウ）家庭・地域と連携した食育の推進

食に対する関心と理解を深め、正しい食事のあり方や望ましい食生活を身に付けさせるために、保護者へ向けた啓発と連携強化に努めます。また、給食だより等を通じ、保護者への情報発信に努めるとともに、地域行事等の参加交流による、郷土料理等の食文化の伝承や地域食材の理解に努めます。

②家庭における食育の推進

ア）母体の健康の確保

妊産婦などを対象とした食に関する学習の機会や情報提供を推進します。

イ）基本的生活習慣の確立

乳幼児期からの食育の重要性について保護者等への啓発を行い、栄養・運動・休養のバランスのとれた基本的な生活習慣の確立を支援します。

ウ）望ましい食生活の普及促進

管理栄養士による講話や食生活改善推進員による料理教室等を開催し、望ましい食生活の普及推進に努めます。

２）学童期における食育の推進

①学校等における取組の推進

ア）学校教育活動全体を通じた指導体制の充実

学習指導要領で示された食育の推進を踏まえた年間指導計画を策定し、給食指導における食育のほか、各教科等の食に関する指導と関連付けた食育を推進します。

イ）栄養教諭※や学校栄養職員※等による指導の充実

栄養教諭や学校栄養職員等の専門職員並びに生産者等の地域人材を活用し、学校の実状に応じた指導の充実を図ります。

ウ）家庭・地域と連携した食育の推進

学校給食の献立表の配付や給食だより等の発行を通じ、保護者への情報発信に努め、食育の重要性の認識や食事マナー等の向上に向けた取組を図ります。また、地域づくり協議会や子ども会育成会等が開催する、子どもの農林水産業体験活動に対する支援を行います。

②家庭における食育の推進

ア）家族団らんの推進

家族揃って会話を楽しみながら食事をする機会を増やし、「いただきます」「ごちそうさま」などの「食に対する感謝の気持ち」や「食に関する知恵」を家庭の中で受け継げるようにします。

イ）「弁当の日※」の取組

作り手や食材に対する感謝の心を育み、自立した食生活を送るための基礎的知識や自ら食事を調理・選択する実践力を培うため、子どもたちが自分でお弁当を作る「弁当の日」を家庭と連携しながら推進します。

３）青年期・壮年期・高齢期における食育の推進

①規則正しい食生活の推進

若年成人を中心に、食生活改善推進員や地産地消サポーター等による朝食の重要性や過度の飲酒による影響等に関する講演会や出前講座を実施し、規則正しい食生活習慣の確立を図ります。

②生活習慣病の発症予防や食生活の改善に向けた食育の推進

メタボリックシンドローム該当者やその予備軍の方に対して、食生活を通じた生活習慣病予防を行います。

③自分にあった食事量や栄養バランスの選択

一人ひとりが自分の健康状態を意識するため、健康診断等を受診するよう促すとともに、栄養バランスや健康・生活習慣病に関する正しい情報を得て、自分に合った食事量や食材・食品が判断できるよう教育の場を作ります。

④食に関する取組と啓発

家族で食卓を囲み、「いただきます」「ごちそうさま」等のあいさつを行える環境や食育の重要性に関する啓発を行います。

⑤「共食」の推進

単身または夫婦のみの高齢者世帯者等においては、地域活動への参加と併せて、地域での共食の機会を設けられるように推進します。

※　栄養教諭　　食に関する指導と給食管理を一体的に行い、地場産品を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う。

※　学校栄養職員　　学校又は共同調理場において、学校給食の基本計画策定のほか、栄養管理や衛生管理、物資管理等実務的な業務に従事するとともに、専門職としての立場で子どもの食生活改善及び望ましい食習慣形成のための調査研究や指導・助言等を行う。

※　弁当の日　　宮崎県教育員会が平成 22 年度から取り組んでいる、子ども達が自分で作った弁当を持って登校し、皆で会食する取組。食に対する関心や意欲、感謝の心を育み、自分の食を自らつくる実践力を培ううえで大きな効果が期待できる。

3．食生活の改善に向けた取組の推進

健康日本 21（西都市計画改定版）「えがおで元気に健康さいと」と連携した、栄養・運動等に関する食生活の改善を推進します。

また、食生活は生産者を始め多くの人々の努力に支えられていることから、食べ残しや食品廃棄の問題に関心を持つことで「もったいない精神」と「食への感謝」を育みます。

【具体的施策】

１）「第２次えがおで元気に健康さいと」に基づく食生活改善の推進

減塩・個人に合った食事量やバランス食、低栄養予防食に関する講習会を開催するとともに、パンフレット等広報媒体による情報発信に努めます。

２）食生活改善推進員の育成

食生活改善推進員を養成・育成し、推進員の拡大を図るとともに推進員の地区組織活動を支援します。

３）「もったいない精神」や「食への感謝」を育む取組の推進

①家庭での取組の推進

食材を効率良く使うレシピの作成や、料理講座などで家庭での「もったいない精神」を育みます。

②事業者の取組

生産現場や加工場等での規格外品等の利活用を行う取組を推進します。

③飲食店での取組

飲食店等での食べ残しを減らす運動を推進します。

４．地域の食文化と農林水産業に根ざした食育の推進

本市の各地域における伝統や食文化の継承を図り、地域の食材に関する知識・調理技術を身につけて、食材の選択やバランスの良い食生活を営むための食育を推進します。

【具体的施策】

１）農林漁業体験活動の推進

①食農教育の場づくりの推進

幅広い世代が農林漁業を経験できる場の提供を図るとともに、生産者や農林漁業団体等による、食育・地産地消の推進に寄与する自主的な活動を支援します。

②グリーン・ツーリズムの推進

西都市グリーン・ツーリズム研究会と連携し、農家民泊等体験交流の受入体制整備に努めます。

２）地場産物に関する知識や調理技術の修得

①直売所やイベント等による生産者と消費者の交流促進

地域の直売所や農林業まつり等での生産者と消費者の交流を通じて、本市農林水産物のＰＲと理解促進に努めます。

②地場産物の調理法の紹介

市広報誌等に食生活改善推進員による旬の地場産物を利用したレシピを公開し、地域食材に関する知識や調理技術の周知を図ります。

３）食文化の継承

①給食への郷土料理の導入促進

郷土料理や伝統的行事に供される料理・食材を学校給食等に導入し、次世代を担う子どもたちの食文化に対する理解や愛郷心の醸成を図ります。

②自主的活動に対する支援

各種団体やグループ等による、本市の食文化の継承に寄与する自主的な活動を支援します。

５．地場産物の消費拡大と効果的な利用促進

地場産物の安定的な販売・利用を図るため、販売拠点の整備を進めるとともに、学校給食、市内企業や各種施設等への利用促進や地場産物を活用した加工品の開発・販売等を推進します。

また、食を通じた観光客の誘客に努めるとともに、消費者のニーズを的確にとらえた安全で効率的な生産・販売を推進し、生産者等の経営安定化を図るため地場産物の消費拡大を図ります。

【具体的施策】

１）直売所や量販店等の販売拠点づくりの推進

①直売所及び関連施設の整備

既存施設の磨き上げや施設拡充を推進するとともに、既存施設との均衡性を考慮して、新たな施設の設置を支援します。

②量販店等における地場産物の販売促進

量販店等への地場産物直売所コーナーの設置や、ホームページ等を利用したダイレクト販売を促進します。

③地場産物の利用促進および普及啓発

本市ホームページ、広報誌や各種イベント等を通じ、地場産物や加工品や取り扱い直売所等のＰＲを行うとともに、利用促進に係る普及啓発に努めます。

２）学校等における地場産物の利用促進

①体験活動を通じた地産地消の推進

教科等の学習において、農林水産物の栽培や調理等の体験活動を通じた地産地消を推進します。

②給食における地場産物の利用促進

旬の地場産物を使用した郷土料理の提供や新たなメニューの開発なと、バラエティ豊かな献立による給食の提供に努めます。

３）企業・各種施設等と連携した地場産物の利用促進

①宿泊、飲食産業等における地場産物の活用促進

ホテル、旅館等の宿泊施設や飲食店、医療・福祉施設などにおける地場産物の利用推進を支援します。

また、スーパーなどの中食産業や外食産業における地場産物の活用の取組を促進します。

②農産加工施設と連携した販路の拡大

市内の農産加工施設と連携し、地場産物品の市内外への販路の拡充を図ります。

４）観光産業と連携した取組

様々な観光に関する業種・団体等と協働しながら、食の掘り起こしや地場産物の PR を行い、地域の魅力を上げ、観光客の誘客につなげます。

５）地場産物を有効活用した加工食品等の開発・販売促進

①農産加工グループ等の支援

地場産物を利用した加工品の開発・販売を行うグループ等の磨き上げを行うとともに、新たに起業するグループ等への支援を行います。

②産学官連携※による加工品等の開発の推進

市内の高校や大学や企業、医療・福祉施設等との連携による新食品や料理の開発、消費者のニーズに応じた食品の開発等による地場産品の需要拡大に努めます。

６）食品の安全性・表示等に関する取組の推進

①GAP※の推進

生産者自らが食品の安全確保などを達成するための GAP の取組を推進します。

②トレーサビリティ※への取組の推進

関係機関との連携により、生産者に対してトレーサビリティへの取組を推進し、生産された農畜産物について、生産履歴情報を表示するなど、消費者に安全・安心な食品の情報提供を行います。

③環境保全型農業※の推進

環境保全型農業を推進し、有機農業や農薬・化学肥料の使用を軽減する取組を支援します。

※　産学官連携　企業（産）が、技術や高度な専門知識を持つ高校や大学等（学）や行政・公設研究機関等（官）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。

※　GAP　「Good Agricultural Practice」の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

※　トレーサビリティ　「その製品がいつ、どこで、だれによって作られたのか」を明らかにすべく、原材料の調達から生産、そして消費または廃棄まで追跡可能な状態にすること。

※　環境保全型農業　農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

第５章　食の魅力を高める６次産業の推進

（西都市６次産業化戦略）

１．趣旨

自然豊かな本市では、その恵みを最大限に活用した農林水産業がもっとも重要な基盤産業であります。しかしながら、人口減少等による食の需要の減少や少子高齢化による担い手不足など、農林水産業をめぐる状況は、これからさらに厳しくなると予想されています。

こうしたなか、魅力ある地域資源を有効活用し、生産・加工・販売を一体的に取り組む６次産業化を推進し、農林水産業の持続的発展を図ることが重要になってきます。

なお、国は６次産業化・地産地消法にて、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地・水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化（農林漁業者による加工・販売への進出等の「６次産業化」に関する施策）を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興を図ることを目指しています。

宮崎県ではソフト・ハード両面から支援を行い、「攻めの６次産業化」を促進することによって、新たな地域産業と雇用の創出を目指しています。

そこで本市においても、国の６次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受ける農業者の育成を目指していきます。また、第４次総合計画後期基本計画の中で、農畜産物の振興施策の１つとして「高付加価値化産品の開発と普及」を掲げ、６次産業化を国・県と連携しながらこの振興を支援していきます。

農林漁業者が生産等を行った農林水産物の加工・販売する取り組みを支援し所得向上を図るとともに、この６次産業化戦略において本市の６次産業化の基本的な方向性を示して、農林水産物の新たな魅力の創出を図っていきます。

２．６次産業化の現状と課題

１）現状

本市の加工業務用に関する農林水産物の生産状況は、甘藷、大根、馬鈴薯などの根菜類は漬物・焼酎原料用としての生産体制がすでに確立しています。また近年ではJAグループによる大型冷凍加工野菜施設が本市に整備され、ほうれん草、オクラ、里芋など冷凍カット野菜の生産も増加し、加工業務用の生産が振興してきています。

また肉用牛を使ったハンバーグや鶏の炭火焼きなどの畜産物商品、山間部で生産される柚子を活用した調味料等の生産・販売もおこなわれています。さらに、竹を使った製品や広葉樹を活用した炭の製造など林産物加工も行われています。

しかし、本市の農業経営形態は家族で営農している経営体が多く、余剰労働力もなく生産だけで手一杯な状況にあります。また家族経営から法人経営にする移行する農家においても、その流れは主に規模拡大や雇用確保を図るためのものが多く、加工・販売・流通に向けた動きは少ない状況にあります。

２）課題

東京や大阪等の大消費地から遠く農産物を輸送している本市農業においては、前述のように加工されるものもありますが、青果物のままの生産・流通・販売が主流となっています。そのため６次産業化については、その主流と切り離して振興を図る必要があります。

一方、インターネット販売やふるさと納税など生産者から消費者へ個別・直接的に情報発信や流通ができる現在においては、農業者自らが加工・販売に取り組み易い環境となりました。ただ消費者までは輸送コスト・時間がかかるため、近似商品との差別化を図りながら、その内容及び価格帯などを熟慮する課題があります。

３．取組方針

６次産業化により農林水産物の付加価値を高めた農林水産業の振興を図るため、次のことに取り組みます。

１）新たな６次産業化に向けた取り組みへの支援

国の６次産業の総合支援策と宮崎県のフードビジネス支援策などの事業を積極的に活用し、新たな６次産業化の取組を支援していきます。また本市としても地場産物を活かした特産品の開発及びその商品改良に向けた支援を行います。

・宮崎県農業振興公社が実施する「みやざき６次産業化チャレンジ塾」の活用

１～２年以内に６次産業化を目指す農業者や既に６次産業化に取り組んでいる農業者に基礎的な研修を実施し、事業計画の作成や計画の具現化に向けた支援をしていきます。

・宮崎県農業改良普及センターで定期的に実施される「６次産業化地域相談会」の活用

普及センターが実施する相談会を活用して、専門相談員や普及指導員へ希望する農家が６次産業化に関する様々な相談を行いながら、６次産業化に向けた準備を行います。

・宮崎県食品開発センターが実施する食品開発の研修会の活用

安全安心な農林水産物の加工・商品開発に関して、生産者、消費者の両方の視点で研修を行います。

２）６次産業化の具現化及び育成への支援

６次産業化を具体的に実現するために、国、宮崎県及び本市の様々な事業を活用しながら、支援していきます。

・宮崎県が実施する事業を活用した条件整備やその商品の磨き上げなどを支援。

この事業を活用しながら、生産・加工・販売に必要な機械や施設の整備を支援し、また新商品開発や販路拡大等の取り組みを支援することで事業計画の実現を図りま

す。

・宮崎県が実施する事業を活用して業務・加工食品業者との連携を図ります。

食品事業者等と連携して加工に取り組む農業者に対して、商品開発に必要な機械等の整備の促進を図ります。

・「西都市新農業戦略事業」による条件整備

本市の「西都市新農業戦略事業」を活用し、共同による機械・施設導入を促し、農業従事者グループによる６次産業化を推進します。

・「西都市６次産業化推進事業」による条件整備及び商品開発等への支援

認定農業者及びグループによる６次産業化を推進するために、施設及び機械を導入し、また販売促進活動にも助成を行います。

３）商品化された農林水産加工品の支援

・６次産業化により商品化された農林水産加工品の販路拡大を図るための支援

大規模商談会を県レベル及び九州レベルで開催し、６次産業化の商品のＰＲや販路拡大の機会を創出し支援していきます。

本市としても、大消費地での物産フェアを開催し、６次産業化の商品の販売を促進していていきます。また、グルメコンテストに新たな加工品を出品させ、販売戦略に繋げていきます。また、食品コンクール等にも出品を行い、地域内外でのPRを行い、ブランド化を目指していきます。

４．６次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性

本市では、6次産業化を取り組む上で、次の品目や種類、販路開拓に重点的に取り組みます。

農林水産物	新商品の種類	加工の技術	販路開拓
農産物 （野菜・果樹・特産物など） 畜産物 （牛・豚・鶏など） 林産物 （椎茸・竹など） 水産物 （鮎・スッポンなど）	・カット野菜 ・漬物 ・菓子類 ・調味料 ・飲料 ・農畜水産物の燻製、冷凍品、粉末、ペースト等 ・林産物の工芸品、乾燥、粉末、炭化品など	農産物加工品に係る全ての技法 ・冷凍 ・乾燥 ・カット ・粉砕 ・レトルト　等	・ふるさと納税の返礼品 ・物産フェア等での積極的な販売 ・コンテスト・コンクールへの出品 ・インターネット（ＨＰ等）を活用とした情報発信 ・商談会等への積極的な誘導

５．育成を図る６次産業化事業体の将来像

本市の農林水産物の高付加価値化を図るため、６次産業化事業体について、次の３つの将来像を目指していきます。

１）農業法人による６次産業化

農業法人による経営の多角化を推進していく上で、６次産業化を目指すよう促していきます。

例：大規模畜産法人による加工（ハンバーグなど）、果樹関連法人による加工（ゆず胡椒やマンゴーシャーベットなど）や水産関連法人による加工（燻製やレトルト化）など

２）集落営農など地域による６次産業化

集落内の個別経営の農家が集まって、その地域特性を活かした集落営農を推進する一つの手段として、６次産業化に取り組むよう促していきます。また、地域特産品（漬物・みそなど）の生産技術や伝統の伝承も促進していきます。

３）個別農家への６次産業化

施設や農業用機械等の共同化を進め、加工・流通に係る負担を抑えながら、認定農業者※を中心とした個別経営体による６次産業化を推進していきます。

例：複数の認定農家が協力して、多品目を扱えるインターネット販売に取り組む等。

６．６次産業化等を支援する施策

農林水産担当課に６次産業化を推進する職員を配置し、食育・地産地消ともに本市の農業施策の一つとして取り組んでいきます。具体的な本市の施策としては、次の事業を掲げています。

① 新農業戦略事業
　６次産業化に向けた条件整備

② ６次産業化推進事業
　６次産業化に向けた条件整備及び販路拡大などの推進

③ 物産観光交流事業
　大消費地での販売を通じての商品ＰＲ

※ 認定農業者　農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。認定を受けると、金融措置や税制措置等の支援を受けることができる。

第６章　計画の推進にあたって

本計画の推進を図るためには、幅広い市民の参加のもと、農林漁業者、健康・福祉・教育関係者、食品関連事業者等、行政機関等が協働・連携しつつ、総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。

この取組を円滑に進めるため、それぞれの役割を明確にして、本計画を推進します。

１．推進体制

市や地域婦人連絡協議会、食生活改善推進員会、学校、各民間団体等と連携し、本市の食育や地産地消及び６次産業化に関する具体的施策を総合的・計画的に推進します。

２．推進主体別の役割

１）家庭・地域の役割

家庭では、食の大切さを学び、食育を実践する基本となる場所です。家族団らんの食卓は、食事マナーを身に付け、家族のコミュニケーションを図る場となります。

また、積極的な生産者等との交流や農林水産業体験等を通じて、地場産物への理解を深めるとともに、自ら進んで地場産物を消費し、利用するよう努めることによって地産地消の推進に寄与することが期待されます。

地域では、地域ぐるみで食育や共食に取り組んでいくとともに、これまで育んできた郷土料理等の食文化を、次世代へ継承していくことが必要です。

２）健康・福祉・教育関係者等の役割

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体には、あらゆる機会や場所を利用して、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育推進活動に協力することが期待されます。

また、地域の食文化の継承や地場産物の理解促進を図る観点から食育と地産地消の取組の連携を図るとともに、保育所等、学校、福祉施設の給食等における地産地消の促進が期待されます。

３）農林漁業者等の役割

農林漁業者及び農林水産業に関する団体は、農林漁業に関する体験活動等を通じて、食に対する理解と食に関わる人々の活動の重要性についての市民の理解を深めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育推進活動を行うことが期待されます。

また、環境に配慮した農林水産物生産の拡大や安全・安心な農林水産物供給のための生産体制の整備強化に取り組み、地産地消を推進します。

また、地場産物の積極的かつ効率的な利用促進や６次産業化を図るため、消費者や実需者のニーズに適合した食品加工や、他産業等と連携した新食品の開発・販売に寄与することが期待されます。

４）食品関係事業者等の役割

食品の製造・加工・販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体には、事業活動を行うにあたって積極的に食育・地産地消に努めるとともに、国や県、市が実施する食育・地産地消の推進に関する施策、その他の活動に協力することが期待されます。

５）市の役割

市では関係部局で推進体制を構築し、地域住民の食育の推進役として、国・県の施策等と整合性を図りながら、関係機関・団体と連携して本市の食育・地産地消を総合的かつ計画的に推進します。

また、市では市民や関係団体等の行う食育・地産地消推進の取組に対して支援を行います。

６次産業化につきましても、県や市の事業を活用しながら意欲ある農林漁業者を支援します。

協働・連携体制のイメージ

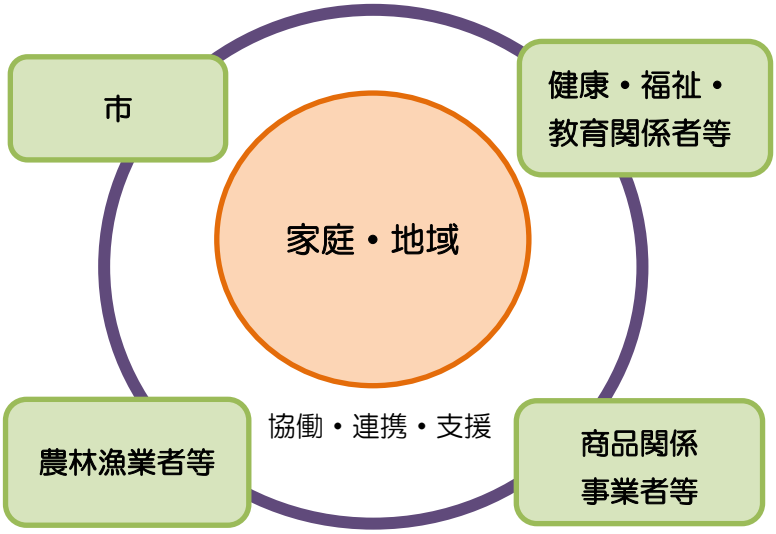

３．計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、それぞれの施策に沿って本市の関係部局が中心となって進捗状況の把握・評価を実施し、適切な進行管理に努めます。

また、計画は必要に応じて評価や見直しを行うこととし、その際は関係者や市民等の意見を聴取しながら適正に行います。

第７章　食育・地産地消および６次産業化の推進における数値目標

項目		現状値	目標値
		平成 29 年度	平成 35 年度
地産地消サポーターの登録数		63 人	70 人
食生活改善推進員の登録数		66 人	70 人
朝食を毎日食べる割合	保育所（園）	94.9%	95.0%
	小学生	89.6%	90.0%
	中学生	86.7%	90.0%
	高校生	77.9%	80.0%
	一般	79.7%	85.0%
朝食や夕食を家族と食べる割合	保育所（園）	89.8%	95.0%
	小学生	76.3%	85.0%
	中学生	66.0%	75.0%
	高校生	52.5%	65.0%
食生活改善に関するイベント等の開催数（年）		10 回	13 回
BMI が 25 以上の人の割合 国民健康保険特定健康診査の受診者（40～74 歳）		男性 35.4% 女性 26.0%	男性 35.4% 女性 26.0%
メタボリックシンドローム該当者の割合 国民健康保険特定健康診査の受診者（40～74 歳）		18.8%	18.8%
管理栄養士や食生活改善推進員による食育教室等の開催数		79 回	85 回
学校給食における地場産物の使用品目数（品）		28 品	30 品
食育・地産地消に関する事業回数 生産者等が学校に出向いて子どもたちに食育・地産地消を教える出前講座の開催数や体験学習（食育・地産地消事業回数）		10 回	12 回
グリーン・ツーリズムの延べ宿泊者（年）		981 人	1,400 人
直売所の来客者数（年）		183,000 人	200,000 人
みやざきの食と農を考える県民会議における地産地消を率先している「こだわりの料理の店」・「こだわり食材の店」登録数		５店舗	７店舗以上
国が認定する６次産業化・地産地消法の総合化事業計画の事業者数		５事業者	７事業者以上

参考資料

前回食育・地産地消推進計画の達成状況

項目	前回計画策定時の現状地	前回計画策定時の目標値	現状値
	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 28～30 年度の最新値
食育・地産地消に関するイベント開催数（年）	15 回	20 回	10 回
地産地消推進協力員（現：地産地消サポーター）の数	39 人	45 人	63 人
食育への関心度（40 歳代以下）	65.6%	75%	66.7%
食育への関心度（50 歳代以上）	87.9%	90%	79.1%
食生活改善に関するイベント等の開催数（年）	8 回	13 回	10 回
食事バランスガイドを理解している人の割合	33.2%	65%	35.1%
食生活改善推進員の数	75 人	110 人	66 人
朝食を毎日食べる人の割合（40 歳代以下）	68.1%	80%	71.9%
グリーン・ツーリズムの延べ宿泊者（年）	214 人	1,000 人	981 人（H28 に 1,000 人）
収穫体験をしたことが有る人の割合（一般）	84.4%	90%	81.6%
収穫体験をしたことが有る人の割合（高校生以下）	81.5%	90%	82.0%
管理栄養士や食生活改善推進員による食育教室等の開催数	99 回	120 回	79 回
直売所の来客者数（年）	301,000 人	430,000 人	183,000 人
直売所を利用する人の割合	75.2%	80%	83.9%
学校給食における本市産農林水産物の使用品目数（品）	15 品	18 品	28 品
給食における生産者との交流会の実施学校・保育所等数	9	15	2
食品購入時に常時産地や製造元を確認する人の割合	33.6%	45%	47.9%

西都市食育・地産地消推進計画策定委員会設置要綱

平成 30 年３月 23 日
告示第 52 号

(設置)

第１条　本市における食育及び地産地消を推進するための西都市食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な事項を協議するため、西都市食育・地産地消推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第２条　委員会は、計画に規定すべき事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、副市長をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　食育又は地産地消に関連する団体代表者

(2)　市職員

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第５条　委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第６条　委員会の庶務は、農政課において処理する。

(その他)

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、平成 30 年４月１日から施行する。

西都の野菜・果実・花　出荷カレンダー

資料：JA 西都販売課